

長崎県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例

平成24年12月28日長崎県条例第74号

長崎県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

長崎県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センター（以下「センター」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 センターは、利用者（センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者をセンターに通わせることにより、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 センターは、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

(運営規程)

第4条 センターは、施設の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(非常災害対策)

第5条 センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、火災その他の災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に利用者等及び職員に周知しなければならない。

2 センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第6条 センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第7条 センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(規模)

第8条 センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第9条 センターは、利用者の特性に応じて工夫された次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うことができる場所

(2) 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第10条 センターには、次に掲げる職員を置かななければならない。

(1) 施設長

(2) 指導員

2 施設長は、センターの管理上支障がない場合は、当該センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、当該センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

4 第1項の職員の員数は、規則で定める。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第11条 センターは、当該センターの主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
(利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第12条 センターは、利用者等に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであり、かつ、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により利用者等に対し金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由を記載した書面によって説明を行い、その同意を得なければならない。
(生産活動)

第13条 センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めるとともに、利用者のうち生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第14条 センターは、利用者のうち生産活動に従事している者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した後の額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(定員の遵守)

第15条 センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第16条 センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第17条 センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情解決）

第18条 センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（事故発生時の対応）

第19条 センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行わなければならない。

2 センターは、前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置について、記録しなければならない。

3 センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。